

みどり

札幌市みどりの基本計画

【策定】平成 23 年（2011 年）3 月 【目標年次】平成 32 年（2020 年）

札幌市緑化推進条例（現「札幌市緑の保全と創出に関する条例」）に基づき、昭和 57 年（1982 年）に「札幌市緑の基本計画」を策定（平成 11 年（1999 年）改訂）し、平成 23 年（2011 年）に「市民が主役のまちづくり」、「地球環境問題への対応」を重要課題として位置づけるとともに、より効果的なみどりの保全のあり方を踏まえ、「札幌市みどりの基本計画」に改定しました。

本計画は、環境保全、防災、景観形成、レクリエーション、コミュニティ醸成といったみどりが持つ様々な機能を十分発揮させるとともに、長期的なみどりの将来像を見据えながら、その保全・創出を進めていく際に、次代のみどり豊かなまちづくりの総合的な指針となるものです。人とみどりの様々なつながりをつむいでいくことが大切と考え、新たに「つながぐ」をキーワードとして計画の理念としました。



【基本理念】

実現しようみんなの手で **人とみどりが輝くさつぽろ**



“みどり”と“みどり”をつなぐ

みどりの保全や創出により、市街地やそれを取りまくみどりのネットワークづくりを進めます。



“みどり”と“人”をつなぐ

みどりとふれあう場や機会の充実を図り、市民がみどりを守り・育て・活かす心とかかわりをはぐくみます。



“人”と“人”をつなぐ

人材育成や環境教育の推進、交流・情報発信の充実を図り、みどりをきっかけとした人のネットワークづくりを進めます。

【みどりの将来像】

私たちが守り・はぐくむみどり

私たちの歴史と文化が薫る個性豊かなみどり

地球環境を守り、私たちと自然が身近に共生するみどり

私たち誰もが安心して活用できる人に優しいみどり

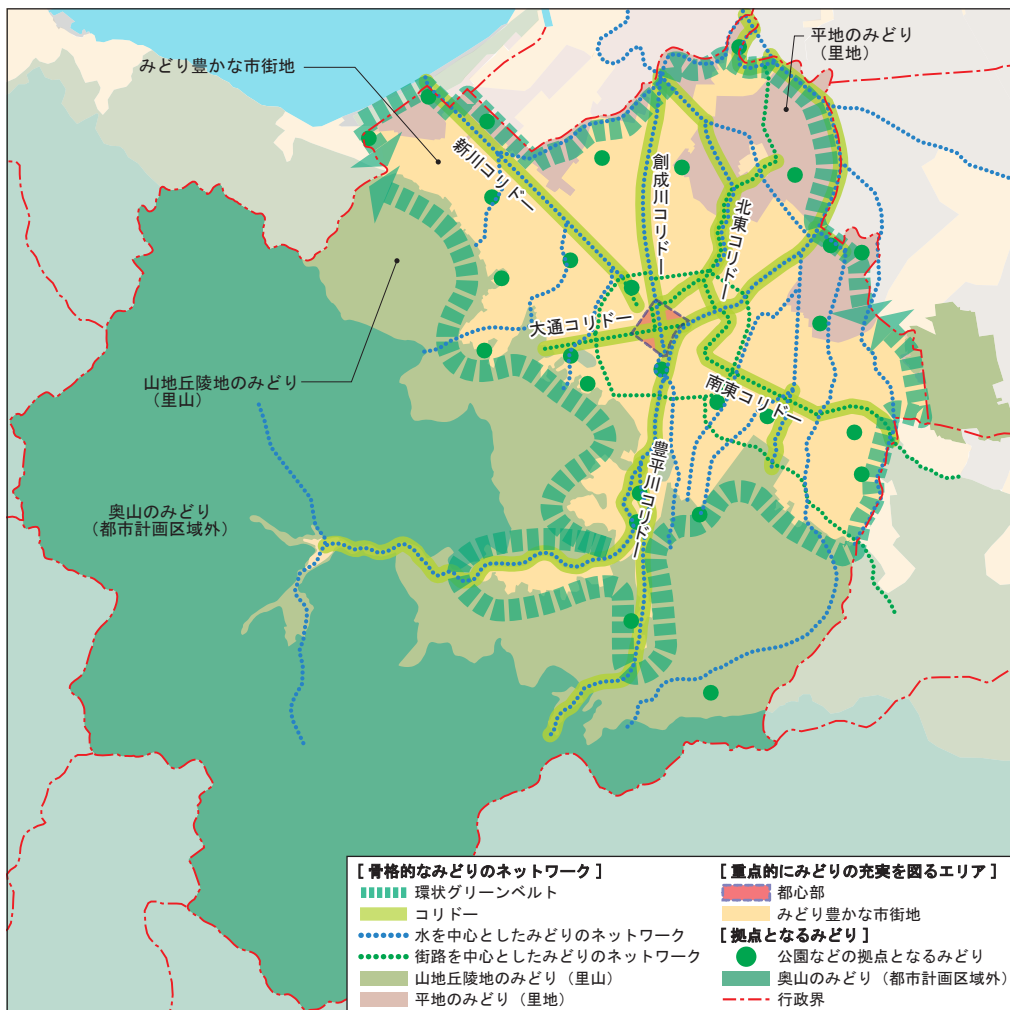
【計画の柱】

市民などとの協働の推進

街中のみどりの創出とネットワークづくり

街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり

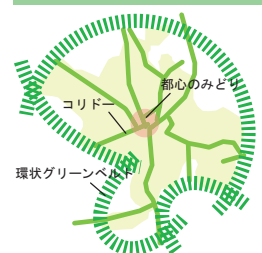
公園の魅力の向上



みどりの将来像図

「みどりとみどりをつながぐ」段階的な考え方

札幌の骨格のみどり



環状グリーンベルト、コリドー、都心部のみどりづくりを進め、札幌の骨格となるみどりづくりを行います。

地域を越えた特徴あるみどり

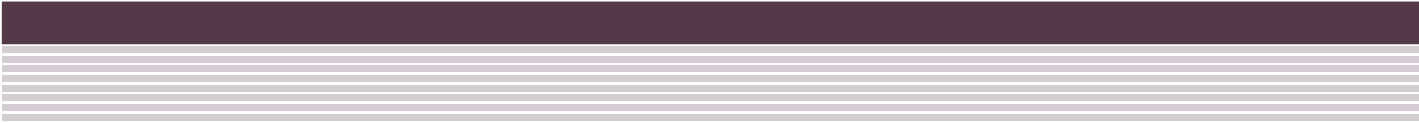


水を中心としたネットワーク、街路を中心としたネットワーク、公園などの拠点（活動の中心となる場＝コア）となるみどりづくりを進め、地域を越えた特徴あるみどりづくりを行います。

私たちの身近なみどり



地域の状況に応じたみどり豊かな市街地づくりを進め、私たちの身近なみどりづくりを行います。



都市公園等の整備状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

種 別	全 体				都市計画決定分			
	箇所数		面積 [ha]		箇所数		面積 [ha]	
都市計画公園	街区公園	2,402	311.7	1,833.7	981	222.3	1,706.5	
	近隣公園	145	245.3		143	241.6		
	地区公園	26	142.3		26	142.6		
	総合公園	10	446.0		10	445.6		
	運動公園	4	53.6		4	53.6		
	特殊公園	13	154.4		5	120.4		
	広域公園	2	480.4		2	480.4		
都市計画緑地	都市緑地	126	611.1	644.6	49	416.4	447.4	
	緩衝緑地	1	15.5		1	15.5		
	緑道	7	18.0		4	15.5		
都市計画墓園		1	71.7		1	71.7		

風致地区

平成 29 年 4 月 1 日現在

都市の風致を保全するため、自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地に残る緑地を中心に指定しています。

地区名	面積[ha]	告示年月日	地区名	面積[ha]	告示年月日
大通	34.8	S41.12.2	新川通	46.8	S41.12.2
豊平川	328.8		創成川上	12.4	
天神山	18.6		創成川下	46.0	
藻岩山	959.4		東月寒向ヶ丘	129.3	
北海道神宮	880.0	H14.10.17	羊ヶ丘	1,067.5	S41.12.2
発寒川	46.1	S41.12.2	ポプラ通	27.5	
合 計			12 地区	3,597.2	

緑保全創出地域制度

市・市民・事業者・所有者等が一体となって、札幌の緑を守り育て、健康で文化的な生活を営む上で必要な緑豊かな都市環境を創造することを目的に、平成 13 年(2001 年)3 月に「札幌市緑の保全と創出に関する条例」を制定しました。

市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地の 5 つに指定し、種別ごとに一定の緑化等の確保を図り、緑豊かな都市環境を創出しようとする制度です。

1,000 ㎡以上の敷地で現状を変更する行為について、市長の許可が必要となり、緑化等が義務づけられます。

その他の都市施設

都市計画決定状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

札幌市では、都市計画施設として、道路、公園などのほか、以下の施設を都市計画決定しています。

種 類	項 目	数 値	種 類	項 目	数 値	種 類	数 値
供給施設 及び 処理施設	下水道	札幌石狩公共下水道	供給施設 及び 処理施設	ごみ焼却場	3 箇所	一団地の官公庁施設	1 箇所 約 1.7ha
		排水区域 約 25,139ha		地域冷暖房施設	2 箇所		1 箇所 約 154ha
		水再生プラザ 10 箇所		産業廃棄物処理施設	1 箇所		
		ポンプ場 18 箇所	水路	河川	2 河川 9,490m		
		スラッジセンター 1 箇所		学校	小学校 52 校		
		沈砂洗浄施設 1 箇所	教育文化施設	中学校 30 校			
		雨水貯留池 1 箇所		市場	1 箇所 約 13ha		
	汚物処理場	1 箇所	火葬場		2 箇所		

特別緑地保全地区

平成 29 年 4 月 1 日現在

都市緑地法に基づき、良好な自然環境を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持するため、主に市街化区域内の緑地を指定しています。

地区名	面積[ha]	告示年月日	地区名	面積[ha]	告示年月日
東月寒	0.3	S49.3.7	月寒東	1.0	
柏ヶ丘	3.6	S51.3.1	八垂別	8.4	S58.3.31
天神山	0.9		北野坂の上	0.6	S59.3.22
澄川	0.5	S51.12.21	澄川南	0.8	S61.5.22
手稲富丘	1.2		真栄	1.3	S63.3.10
発寒	0.5	S53.12.16	三里塚	6.2	H2.9.17
平岸	0.5	S54.12.22	清田真栄	4.6	H3.3.28
真駒内桜山	0.6		上野幌	7.3	H19.11.30
中の沢	0.3	S55.12.20	常盤	0.4	H14.3.7
柏ヶ丘第二	4.6		円山西町	0.3	
清田	2.2		真駒内柏丘	2.2	H23.3.10
清田第二	1.1	S57.3.4	厚別東	1.6	H23.6.15
西野	1.0				
合 計			25 地区	52.0	

事 例 創成川公園

創成川の東西をつなぐ交流と憩いの場として、創成川アンダーパス連続化事業により生まれた地上部に整備された特殊公園です。

かつては「サーカス小屋」や「歳の市」が賑々しく軒を並べ、市民の生活の場として親しまれてきた創成川河畔。その歴史性をデザインに取り入れ、都心部における貴重な水辺と四季折々に楽しむことのできる植栽による潤いあふれる空間です。



創成川公園

【公園名】 創成川公園
【種 別】 特殊公園
【面 積】 18,245 ㎡